

第十四回 宗教法学会・報告

## 新宗教教団制度化過程における法のインパクト

— 立正佼成会の場合 —

森 岡 清 美

(成城大学)

ただいまご紹介をいただきましたように、私の専門は社会学ですので、宗教法の専門家の先生方のご関心にとれくらいフィットした御報告を申し上げられかわかりませんが、強いて言えば、宗教法の法社会学というふうなところでお聞きとり頂ければ有り難いと思います。

本日、私が準備しました参考資料を御覧頂きますと、一番上に、「教団ライフサイクル論の視点」と書いてあります。その点について最初に申しあげておきたいと思います。これは、今世紀の一九二九年頃から、かなりハッキリして参りました視点ですが、社会運動のエボリュウションつまり展開を段階的に考察する研究が出てきて、そのさい宗教運動が事例として論じられました。一番整ったものとしては、一九六二年にアメリカのモバーク (David O. Moberg) という宗教社会学者が *Church as a Social Institution* という書物の中で *life cycle of the church* という一節を設けて論じています。ここで、チャーチというのは宗教団体のことです。つきにラ

イフサイクルということですが、人間のようには生命をもたないものについても、その出現、成長と申しますか、勢力の増大、そして衰退という、時間のプロセスの中の経過があります。これを *natural history* とよぶ場合もございます。モバークだけではありませんが、この経過を幾つかの段階に刻んで特色を論ずるわけでありませぬ。モバークについて言えば、つぎの五段階にライフ・サイクルを刻みました。

先ず第一は、萌芽的組織 (*incipient organization*) の段階。既存の宗教団体に対する不満のゆえに社会不安が起こり、人々の救済への渴望に促されてリーダーが現れますと、その人をめぐってカルトないしセクトと呼ばれるものが出現してくる。そのリーダーは、カリスマ的權威主義的な、ないしは予言者のなリーダーですが、彼を取り巻く高度の集合興奮の中に、この最初の萌芽的組織の段階が成立します。カウス的な状況から出発するわけでありまして、もちろん、集団の規模は小さい。

第二は、公式的組織 (*formal organization*) の段階。カウスの状態においてはカリスマ的リーダーが中心ですけれども、混沌としたところにやがてリーダーシップが確立してくる。また、母教団に対する改革運動として出発したものは、この段階で母教団からはつきり分れて、それ自体としての目標を成文化するなり、あるいは信仰簡条を定めるなり、正統的信仰は何かということをはつきりさせる、つまり公式化を進めます。これが公式的組織の段階であります。

第三は、最大能率 (*maximum efficiency*) の段階。これは、それまでの扇動的情動的なリーダーシップに代わって政治家的リーダーシップが卓越し、カリスマ的組織に代わって合理的な組織が誕生してくる段階であります。ですから、様々な下部組織ができてまいります。しかし、その宗教運動もしくは宗教団体は生命力に満ち溢れている。いうなれば、若さと活力に満ち溢れた段階であります。新しい会員を得て膨張しますと、ひと先ず

新会員を統合するために力を用いてしばらく休みますけれども、会員を統合し終えると再び外に向って伸びてゆくという、ジグザク型の発達をたどってまいります。

第四は、制度的 (institutional) 段階と呼ばれます。ここでは公式的組織、合理的な組織にだんだんと形骸化の兆しが見えまして、形式主義と申しますか、これが集団の生命力を掘り崩してゆく。官僚制が確立していわゆる官僚制の弊害が出てくる。そういう段階であります。宗教団体が自らを維持するために、本来信者に奉仕すべき機構が信者を支配する機構に変わってくるということも起こってきます。他面、最初の段階では、社会に対して自分と信仰を異にするものに対してきわめて戦闘的な姿勢をとりますが、この段階になりますと、一般社会のモ―レスと同調的になり寛容になります。

この段階がどんどん進行しますと、最後は第五の解体 (disintegration) の段階にはいります。腐敗が拡がって、その結果完全に崩壊するなり、あるいはそのなから改革運動が起こりまして、これがもう一度新しいサイクルを描いてゆく。最初の萌芽的組織で、雲散霧消する宗教運動もありますが、それが勢いをもってまいりますと公式的組織の段階に達し、さらに力をつけてまいりますと、最大能力の段階に入り、それが公式主義・形式主義の弊害を加えてまいりますと制度的段階に至り、最終的には解体段階となる。モバークはこういうライフサイクルを描いたのであります。

教祖的な布教者が出現して信者を獲得し、布教が成功して信者が増加してまいりますと、教祖が最初はいわばフェイス・トウ・フェイスの指導をしたけれども、それではおいつかない。教祖による直接布教の限界を越えて布教を効果的に拡大させるために、また、こうして増加しました信者を掌握して、効率良く動員するためには、組織化が必要になってまいります。こうして、例えば地区々々に、寺ができる、教会ができる、支部ができる

いうふうに、信者組織の分節化が進みます。他方、本部機構の分化、さまざまな機能分化が必要になってまいります。かくて、権威の所在を明確にし、権限の下位分割、あるいは部門間の機能の調整を保証して、出来た組織を安定させる必要上、いろんな規則の制定が進みます。いわば制度化が進んでまいります。したがって、宗教運動が成功しますと、一種の必然性をもって組織化が進み、やがて制度化が進みます。制度化が進みますと、制度化の内容、もしくは布教活動や、信者教育等々の関係によって、先程申したような、最終的な解体の段階へといくこともあるわけがあります。そういうプロセスに即して宗教運動を見ようとするのが私の立場であります。もちろん、宗教運動が全部解体の段階に達するとは考えておりませんが、時の流れに身をまかせておきますと、そういうことになってしまう危険性があるのでございます。とにかく、最初からだんだんと一定方向に変わってゆくんだという、そういう前提のもとに考えてゆこうというわけであります。

ここで新宗教と申しますのは、幕末・維新时期以降に登場した宗教のことですが、とりわけ、大正期以降創唱された宗教をさすことにはしたいと思います。具体的に申しますと、靈友会以降の新宗教ということになります。ごく新しい新・新宗教と呼ばれるものを除くのは、これらはまだ第一段階、せいぜい第二段階ぐらいのところであり、肝心の制度化を論じるには不十分であるからであります。他方、幕末・維新时期に出現した古い新宗教につきましては、第一段階といった初期の段階を資料的にたどることはきわめて難しい。そこで、大正期以後のものに限定してみたいかどうか、と考えるのでございます。先程ご紹介いただきましたように、私は昭和二十年年代から三十年代にかけて真宗教団組織の社会学的な研究に専念いたしておりました。その時は気がつかなかったのですが、先程のモバーク流にいますならば、これは第四の制度的段階を分析していた。制度的段階をやるのもいいけれども、その前の段階からとりかかって、どういうふうに組織化が進み制度化の過程を経て解体の段階に

進むかというように、前後の段階を視野に収めて総体の流れのなかでとらえなくてはいけないものを、前後のわきまえのなく制度的段階だけを完結したものとして取り上げていたことが深刻に反省させられました。しかし、新宗教について考えるならば、第一段階からずうーと制度化の過程を見る事ができる。したがって、教団を時間の展開の中で考えるためには、新宗教はかっこの研究対象であるということになります。新宗教の当事者の方々にはご迷惑でしょうけれども、こうした趣旨をご理解いただければ幸いです。

## 二

さて、本日私がお話する立正佼成会につきまして、ご参会の先生方はよくご存じと思いますが、私が準備した年表に教団関係事項という見出しで佼成会のことを出しておりますので、それをご覧いただきたいと思えます。大日本霊友会の第四支部に含まれる新井支部の副支部長でありました庭野日敬師(明治三十九年生)が、霊能者の長沼妙伎(明治二十二年生の女性)他三〇名足らずの導きの子、自分が信仰に導いた信者と共に霊友会から離脱して、昭和十三年三月五日に、東京市中央区新明町三六番地の自宅を本部として結成した法華系の新宗教でございまして、当時は大日本立正交成会と称しました。昭和二〇年代に大成長をとげ、現在信者の数は文化庁の宗教年鑑によりますと六二〇万人、実さいには一九〇万世帯ぐらいかと私は思っております。現代日本の宗教界を代表する大教団の一つでございまして、明社運動、世界宗教者平和会議を推進していることでも知られております。この立正佼成会の昭和二〇年代をとりあげて、制度化の過程で法のインパクトがどう働いたかということを考えてみたいわけがあります。

法のインパクトという観点から申しますと、制度化は二つに分けられると思います。まず(一)内発的制度化、外からのインパクトが別にないという状況での制度化でありまして、これは教団ライフサイクル論の視点で説明することができます。(二)は法のインパクトを契機とする制度化であります。これをさらに二つに分けてみました。第一は内発的契機を欠くのに外からのインパクトによって規則を作らせられた外生的制度化、第二は内発的契機が認められるものであって、これを内発Ⅱ外生的制度化というふうによびたいと思います。(二)の法のインパクトを契機とする制度化が本日のご報告の中心でございますが、それも内発的な教団ライフサイクル論的な視点で説明されるものの上に乗せて考えてゆく必要がございますので、(一)を含めて全体として議論させていただきたいと思えます。また、昭和二十年代に一応限定しておりますのは、あまり新しい資料を公表するのはいかかかと考えますのと、爆発的な成長をとげた昭和二十年代にどう制度化が進んだかということが、大変に興味ある問題ではないかという、二つの理由によるものとご理解いただきたいと思います。

### 三

さて、年表によって規則類をたどってゆくかたちで説明をさせていただきたいと思えます。教団関係事項の昭和十四年のところにn・dと書いて、創立当初と考えられます日付欠の「大日本立正交成会会則」が挙げられています。これには「趣意書」と「綱領」がついているので、これら三者を一体のものとして考察しなければいけないのであります。まず「趣意書」をみますと、法華経、先祖供養、姓名鑑定によって、衆生の運命を好転させ幸運の達成を図るという、佼成会の根本方針が示されており、昭和三十年代以降教義的に新しい展開がござい

ますけれども、昭和二十年代までの倭成会の教えの在り方がすでにこの段階ではつきりと現われているわけがあります。つぎに、「綱領」は三ヶ条にまとめられていますが、国家への貢献を強調するほかとくに「趣意書」と内容に変わりはありません。ところで「会則」でありませんが、これは例によりまして名称、本部所在地、目的、役員、会費、活動とかを決めております。活動としては月一会以上の修養座談会、春秋二回の定期総会が挙げられておりますほか、第九条で「本会ノ会費ハ相互ノ親睦ヲ図リ無病健康円満ノ達成ヲ期スルモノトス」と定められ、宗教団体であることをあまり標榜していません。それから第五条の役員組織をみますと、これは絵に描いた餅さながらにたくさん役員が並んでおりますけれど、実態はともそういうものではなかった。将来こういうふうなものにしたいという気持ちを表しているのに過ぎないのではないかと感じがいたします。どうしてこういう会則が出来たのかよく解りませんが、またお教えいただければ有難いのですが、おそらく警察への届出のさいに必要ではなかったかと、推測しております。まだ文部省宗教局の管轄ではなく、内務省警保局の管轄として警察の取締対象という形で出発するわけでございますから、所轄警察署へともかく届ける必要があつて、一定の形式により提出を求められたのではないかという感じが強いのです。ですから、今はなくても将来やろうというものを含めてとりあえず書き出すことになる。つまり外生的な制度化であります。そうしますと、このような行政措置の根拠はなんであつたか。これはもちろん法律なんかではありませんから、内務省警保局関係のいろんな通達類まで探つて見なくてはわからない。けれども、多分そうではなかったかと思ひます。そう考えないとですね、わざわざこういう会則を作る理由がわからない。つくらなくてもいくらでも布教できるわけですし、布教対象はそういう規則が解つて入つてくるような人ではないのでありますから、警察に届出をする必要上作成したのではないかと思ふのです。

次の昭和十五年の項に「宗教結社大日本立正交成会規則」と出ております。これは、宗教団体法第二三条、および宗教団体法施行規則第五八条によりまして、四月一日から二週間以内に届けることが義務づけられ、登記翌日に届けられた規則です。施行規則第五八条に従って作成された「付記」をみますと、宗教団体らしいものになっております。また、付記の第七、他に関係宗教結社ある時はその名称及び事務所の所在地及び代表者の氏名、には五つの支部が記されております。昭和十三年の発足以来、布教の進展に伴いインフォーマルな形で支部の結成が進みましたが、この付記の第七においてフォーマルなものになったといえましょう。言い換えますと、宗教団体法の施行を契機として組織化が進んだことが理解されるわけであります。ただいま申した昭和十五年の規則のつぎは、草創期に作成された会則が十五年の規則及び会運営の経験にもとずいて改正された昭和十七年一月の「大日本立正交成会会則」であります。しかし、これには改正の外的契機がなかつたのかという点、なかつたとは言いきれないと思ひます。ともあれ戦前をこういうふうに見てみますと、多少推測もございませうけれども、外的制度化が内発的・外発的な制度化に展開し、さらに内発的な制度化に進むという形で、規則がいわば自分の身についてくるプロセスをみてとることが出来るように思ひます。

#### 四

さて戦後になりますと、佼成会では昭和二十三年八月宗教法人令によつて「宗教法人立正交成会定款」を制定します。ご承知のように宗教法人令は終戦の年の十二月に公布施行されておりますから、翌二十一年頃法人格を取得してもおかしくないんですけれども、ようやく二十三年に至つて定款を作つて

法人格を取得している。何故法人化がこんなに遅れたのかと申しますと、どんどん増える会員の世話に事務機構は追われて、とてもそれだけの暇がなかったようです。どんなに増えていったかといいますと、昭和十九年末で約一千、それが昭和二〇年の末でも一千、終戦の年の混乱を反映しているわけであります。ところが昭和二十一年の末には三千、そして昭和二十二年の末には一万、二十三年の末には一万八千というふうに、昭和二十一年ぐらいから急成長を遂げます。激増する会員の世話に、僅か総務と事務長と会計という、最低限の事務機構で対応していました。これでは急増する会員の世話に追われて法人格を取得するための手続きなど眼中になかったということも理解ができます。ところが、二十三年八月に突然法人格を取得することになったのは何故かといいますと、教団関係事項の昭和十七年の欄に書いてございますように、一五坪の本部会堂が現在の杉並区和田に落成し、庭野日敬師は今までやっていました牛乳屋を廃業して布教に専念することになったのですが、戦後急成長の時代に入ったとき二五坪の会堂ではもうぜんぜん話にならない。そこで百数十坪の道場を会堂に隣接して建てることになり、一万世帯を越えた会員の会費収納に加えて、本部道場建設のための醸金が法人格を取る必要に迫られたというふうに考えていいのではないかと思います。この道場は二十三年十二月入仏、翌年の一月に落成しました。道場建設という財産の躍進的な追加が、一層の制度化の方向に佼成会を突き動かした要因であることが示されておりまして。二十三年八月一日というのは、佼成会の組織化・制度化の一つの画期でございまして、この日に庶務関係の「日報」がスタートしております。この時制定された佼成会の定款をみて興味をひく点は、法の定めるところにより新しく設置された役員と、佼成会の既存の組織との関連、すなわち佼成会の既存の組織を宗教法人令が定める役員とどう調和させたかということです。法人令では主管者は一人若しくは数人ということになっておりますが、佼成会では会長庭野日敬・副会長長沼妙佼で両先生と言ってきた体制にもとずいて、主管者を

二人にしました。つぎに法人令が定める総代は佼成会の定款では百名以内と規定されております。そして、これまでの支部長会が法人令で定められた総代会に事実上優先する形になっております。なお、支部は二十三年末には一二にふえました。

昭和二十五年十月一日には「立正交成会規則」「立正交成会本部教会規則」「立正交成会茨城支部教会規則」が制定されます。ここで立正佼成会は単立の法人から教団になったわけです。当時、本部に来てたえず修行するのが在京支部、本部に日常的に参詣して修行することのできない地方にある支部を地方支部と申しました。在京支部所属の会員と地方支部所属の会員の比率をみますと、昭和二十三年には地方支部の会員は三%にすぎませんが、二十四年末には九%になり、二十五年末には一一%と高まってゆきます。これは佼成会の教勢の拡大が会員の分布の地理的拡大となつてゐることを示すものですが、こうして本部と支部の重層構造を法的に明確化する必要に迫られて来るわけでありませう。そこで、昭和二十一年結成の最初の地方支部、茨城県多賀郡大津町という県北所在の町にある茨城支部に昭和二十五年修養道場を建設して、茨城県知事所轄の宗教法人となる手続きを取らせました。他方、立正佼成会（教団）の前身は、二十三年の定款をもつ立正佼成会（教会）でありますけれども、法構成としては都知事所轄の立正佼成会教会を同じ立場の本部教会が受け継ぐ形にしまして、文部大臣所轄の立正佼成会教団はこの二つの下位法人を包括する団体としてその上に新しく構築することにしたわけでありませう。どの宗教団体でも成長して教団になる場合には、同じ様な手続きをとると思ひますが、ここで考察を要しますのは、本部教会と教団との関係でございます。本部教会といつても、先程申しましたように、立正佼成会教会が本部教会になったわけですから、本部教会は今回法的に構築された教団ともひとつのものである。一体のものを、規則の上で二つに分けたわけでありませう。二つに分けますと、法的にこの二つをどう一体化するか、という

ことが問題になってまいります。そこでその点をみますと、まず本部教会主管者は教団の主管者であるという形で両方の頭首を合致させています。規則の上でそうしました。それから、本部教会の執事、宗務総長に当たるものを執事というんですが、本部教会の執事を教団の常任理事にする。本部教会では執事の下にいる主事四人を教団の理事にする。さらに、本部教会の監事、会計監査であります。監事二名を教団の監事にしました。こうして、運営の上で本部教会の中核と、教団の中核を合致させたのであります。また、法人規則には本部教会に総代会を、教団に理事会を置くことが規定されていますが、緊急の場合には教団理事会が本部教会の総代会に代わって議決しようと定めております。ただ、財務の点ではやはり同じというわけにはまいりません。単位法人であった時代の立正佼成会教会を本部教会が継いでいますので、土地・建物等の不動産は悉く本部教会の資産とされました。教団の方は資産はありません。その代わり会費、会員から会費を一ヶ月十円とかいうふうに徴収するその会費、それから寄付金収入が教団の資産とされています。当時の立正佼成会は本部と支部教会からなるわけですが、法人格をもつ茨城支部教会のほかに非法人の支部教会が四つございました。本部教会は巨大な教会であるのに対して、茨城支部教会のごときはきわめて小さい教会です。しかし、そういった量的な差より質的な差が大事でございまして、本部と支部、本末と申しますか、あるいは親子という関係になっておりますのに、この実態が規則では明文化されていないのであります。

## 五

次に少しとんで、二十七年六月から二十八年三月というところで宗教法人法による法人規則の改正がなされま

した。倭成会では、地方の非法人支部教会には追々法人格を取らせる方針でございましたけれども、取らなくても、教団として別に問題はないということが判りまして、茨城支部以後は法人格を取っておりません。沖繩支部教会は、本土に復帰する前に教会が出来ました関係で、法人格を別にとっております。さてこの間、会員世帯数は、昭和二十五年末に六万一千、二十六年末には九万二千、二十七年の末には一三万三千、と躍進的な展開をとげてまいります。また、地方支部会員（在京支部以外の支部所属のメンバー）の比率は二十六年末に二〇パーセント、二十七年末に二四パーセント、二八年末に二八パーセントというふうが増えていく。例えば、昭和二十八年は二八パーセントとに達していますが、会員の二八パーセントが、東京以外に住んでいたかと申しますと、そうではない。東京以外にはもともとと沢山の会員が居住していました。在京支部というのは、支部の所在地が東京で、修行の場所が本部であるということですから、その所属会員は北は北海道から南は鹿児島まで分布し得るわけがあります。したがって東京外在住会員が二八パーセントにどどまるわけではないことは明らかです。

この二十七、八年の段階で、「立正倭成会教規」という、さきの三つの法人規則の根本にあり、かつこれらをも有機的に関連づけ、とくに宗教面を規定した根本規則が制定されています。宗教法人法によって規則を改正した際に、教団の法構造に施した修正の要点をまとめてみますと、四つほどになるかと思えます。第一に、本部教会は、教団発祥の根本道場であり、したがって教団の本部、信仰の中心であって、教団に包括される支部教会およびすべての信者によって永世護持されると規定され、本部教会の位置づけが明文化されました。第二に、本部教会と教団の中枢が単に運営の上で一つになるのではなくて、規則の上で一つとなった。すなわち、教団の理事長、これが代表役員、教団の理事、これが責任役員となりますけれども、それがそのまま本部教会の代表役員（理事長）責任役員（理事）であると定めております。本部教会と教団の中心部における合致を法的に保障し

たということになります。第三に、教団も不動産を所有することができるようになりました。こうすることによりまして、教団自身の実質的基盤を形成する方向に向かったと言えます。それから第四に、会長の位置づけが変わりました。会長には、法人代表権がない、法人代表者は理事長であります。理事長とは以前の規則での執事、あるいは常任理事でございます。会長は法人代表権もなければ理事長を指揮する権限もこの規則の上では明文化されていません。会長は単なる会員統合の象徴となった。他方、副会長は、布教教化の中心と規定され、会の事務組織では理事長が中心ということになりました、会長の影が大変薄くなったという印象を免れないのであります。宗教法入法によって改正するさいに、あわせて教団の内部事情を反映するように明文化されたのでした。言葉は適当でございせんけれども、今回の教規制定および法人規則改正には、政変的要素がみられるのであります。どういふことかと申しますと、昭和二十年代の終わり頃は、副会長長沼妙伎の靈能力を中心に信者が結集しまして、会長のリーダーシップが副会長の靈能力におおわれ、布教教化の活動も、もっぱら副会長を中心として展開される、そういう状況が非常に顕著になった時期です。ことは三〇年も前のことに属し、時効です。ここで言ってもいいんだと思いますけれども、そういう倭成会の内部事情を法的に表現したのであります。これが決まりました時、たいがい理事は、法律に明るくないので、ああそんなものかと思うだけで、政変的要素に勤づかなかつた。しかし判っている人は、これで会長の権限が失なわれて理事長に移ることを、はっきり意識していたようです。いざ何か問題が起きた時、この教規・法人規則をもち出せば、理事長を中心に行き来という、そういう備えを秘めた規則です。当時、文部省の指導のもと「聖俗分離」の体制をとる教団がかなりできました。つまり、教主等教団の最高権威は、会の代表役員等にならないほうがよい。宗務総長など世俗面の責任者が代表すればいいんであって、宗教的権威はそれを超越して聳え立つものという考えのもとに、聖俗分

離の体制をとる方向に文部省が指導したふしがあります。それに乗っかっているわけです。文部省でこう言われた、宗務課でこう言われたといえ、恐らく理事会を納得させたのではないかと思えます。そういう指導のもとに他の教団でも聖俗分離の体制をとったことが、佼成会の政変をカモフラージュする外的状況であったということができると思います。

次に、二十八年六月でございますが、労働基準法の適用を受けて、「就業規則」、「事務分掌規程」を制定したことに注目したいと思います。昭和二七、八年の改正法人規則施行当時、専任の職員というのはほとんどなかった。本部教会の主事は教団の理事であるという体制が今回改められまして、主事のうち二人は理事になりましたが、もう二人は新しい規定の下で理事からはずされました。こうして職員身分になった二人の元主事を除いて専任の職員は一人もない状況でした。ただ支部の幹部、その他修行者とよばれた人々は、中央線中野駅まで定期券を買って杉並の道場へ日参し、法座や行事に参加したのですが、事務的な能力のある人々は修行の一環として、ボランティアの奉仕活動ではなく、修業の一環として、本部の事務を分担したのであります。そういう人々に対してかなり頻繁に食料とか衣類等の現物が給与されました。本部の御宝前、仏前に、さまざまな供え物が捧げられます。それが本部のお手伝いをしている方々に妙佼先生のお慈悲ということで配与されたのです。終戦直後はもちろん、昭和二十五年くらいまでの極度に物資が欠乏した時代に、芋、さつまいも、お米など現物で頂くことは正にお慈悲でありました。そのくらいの現物給与は時々あったことはあつたのであります。それから、昭和二十三年八月一日に始まった「日報」によりますと、二十四年三月から支部役員および幹部に手当てを支給し始めていることがわかります。しかし、その額は給与と言いうるほどの額ではないんですね。全体として職員といふべき人もおらず、給与が支給されるという状況ではなかつたのであります。昭和二十七年の末には、

先程申しましたように、会員は一三万世帯を越えます。事務部局を収容する事務庁舎は、昭和二十七年一月に落成をしましたが、なおあちこちにはみ出るといふふうなことでした。その時に、事務部局に机を持つ常勤的な人々に非常勤的な、しかし常時奉仕者と申しますか、そういう人々を加えますと、佼成育児園（昭和二十四年一月開設）と佼成病院（昭和二十七年八月開院）の関係者を除きましても、百名近くになっていたと推定されるのであります。そうしますと労働基準監督署から、どうなっているんだということで、調査を兼ねて様子を見に来ることになりました。結局昭和二十八年六月に中野労働基準監督署に労働基準法の適用を報告して、「就業規則」を提出し、職員を任命することになっております。この際、従来必要に応じて置かれてまいりました係、それぞれきわめて具体的な名前が付いているのですが、これを系列化して五部一六課三〇係一研究所六事業所としました。その後試行錯誤的に改正を重まして、昭和二十九年一月四部（総務・教務・財務・社会）九課二三係三室の組織となり、漸く安定した事務機構が出現したのであります。理事会もこのさい公式化を達成します。というのは、法人規則で理事会が規定されているという話も煮詰まりました頃、昭和二十七年十二月に初めて正式に開催されまして、「日報」にも理事会が開催されたと記録されています。労働基準法の適用を決定致しました翌年六月一日の理事会が第一回理事会として議事録を残しています。昭和二十八年には、六月から年末まで、実に二三次も理事会を聞いている。理事の人員も七名から九名に増員されました。会員の急増に対応して本部施設を次々と拡充しなければいけませんので、不動産の取得が必要となってくる。その不動産の買収に関する議決権が、教団評議員会から理事会に委任されます。また、本部教会の運営に関する議決権を総代会から教団の理事会に委任するというのも、この時期に起こりまして、理事会の公式化に加えてその権限強化が着々と実現しているので

あります。こういうわけで、労働基準法の適用を契機として、理事会の公式化が達成されたということが出来るわけです。先程、「就業規則」のことを申しましたけれども、昭和二十九年七月になりました事務の根本法規としての「処務規程」が施行されます。これによりまして、佼成会の事務組織が確立するわけです。この時点で佼成会に事務要員がどのくらいいたかといえますと、佼成病院八五名、佼成育児園一名を除きまして、職員一五名、講師五名、補助員二四名、計一四四名に達しております。

## 六

時間がもうだいたい尽きてきましたので後は端折りたいと思いますが、この年表には昭和三十年代が出ておりませんけれども、三十四年十一月に立正佼成会では支部組織の大改革を断行します。従来は、導き系統制と申しますが、導きの親子関係をもとにして組織が作られていました。したがいまして、先程申しましたように、東京の支部もその所属の会員は全国的に分布しているということになったわけでありました。しかしそれでは、『佼成新聞』、『佼成』といった機関紙誌を配布する上におきましても、いろいろな行事に会員を動員する上におきましても、また教学研究を実施する上におきましても、不便が多い。そこで最寄りブロック制に昭和三十四年の末から三十五年の始めにかけて大改革をすることになります。これは、日本の宗教教団の中でも数少ない例だと思います。最寄りブロック制に改革をした時に、従来の本部教会を東京教会に改組しました。本部教会が東京教会になるということはどういうことかと言いますと、本部教会は他の支部教会に対して本部、本山、教会本部という中核的地位を占め、そこに宗教的権威が存在した。これが東京教会になるということは、図体は大きいけれど他

の支部教会と同列になったということであり、従来本部教会が持っていました財産を、教団自体の財産に逐次移し、教団が不動産をもち、礼拝施設を持つようになりました。従来礼拝施設は本部教会のものでしたが、これによって教団自身が礼拝施設を持つというふうになりに大きく展開していったわけでございます。これは内発的な制度改革というよりよろしいかと思えます。

では、総括としてどういうことが言えるか。これは、まだ十分考えなくてはいけないのですが、暫定的につきのように申しておきたいと思えます。ある種の行動様式の規範性が高まるプロセスを制度化といってみただけです。まず、実際はそんな必要もないんだけど、外のインパクトで形だけでも作るというふうな外発的制度化から出発しまして、内部の要請を加味した形の制度化、つまり内発⇋外発的制度化へと進み、最終的には内発的制度化になってゆく。先程申しました昭和三十四年のブロック制に対応した東京教会の出現というのは、法の改正とは全然関係がない。教団自身の内側の必要にもとづく意思決定によってなされたことです。このように、内発的制度化へという展開があるようであります。いいかえますと、擬似的制度化から真正の制度化へと移るプロセスがある。これが第一点です。第二点として、擬似的制度化の域を脱するにしたいが、法のインパクトによる制度化が波及効果を持つてくる。ある部分の制度化がその他の部分に波及してくるということ。これが顕著に現れたのが昭和二十八年段階の理事会の機能の活発化と権限の強化であって、それは労働基準法適用の波及効果ということになろうかと思えます。第三点として、法のインパクトによる制度化は、教団の発展のなから、いわば法とは無関係に内発しました制度化と相互規定をして、総体としての制度化が進むというふうにならねばならないか。こういうふうな思うわけでありませう。

頂戴しました時間が大体尽きましたので、このへんで私の報告を終らせて戴きます。

立正佼成会関係年表

年次	社会関係事項	教団関係事項
昭 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>4・1 国家総動員法公布</li> <li>11・3 近衛首相東亜新秩序建設を声明。</li> <li>4・8 宗教団体法</li> <li>12・23 宗教団体法施行令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3・5 庭野日敬・長沼妙佼大日本立正交成会を設立し大日本靈友会から脱会、本部を中野区神明町36番地に置く。</li> <li>n・d 大日本立正交成会会則</li> </ul>
昭 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>9・27 日独伊三国同盟調印</li> <li>10・12 大政翼賛会発会</li> <li>12・8 日本、対米英宣戦布告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4・4 「宗教結社大日本立正交成会規則」を制定し東京府知事に宗教結社届を提出。</li> <li>9 妙佼、企業整理により氷屋を廃業し店舗を譲渡して杉並区和田本町に転居。</li> </ul>
昭 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>1・9 学徒勤労動員開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1・1 大日本立正交成会会則</li> </ul>
昭 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>10・2 在学徴集延期臨時特例公布</li> <li>12・21 都市疎開実施要綱決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5・7 杉並区和田本町709番地に本部落成、御旗・守護神を遷座して入仏式。これを機として庭野、牛乳屋を廃業。</li> </ul>
昭 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>1・18 閣議緊急国民勤労動員方策決定</li> <li>10・18 陸軍省満17歳以上を兵役編入</li> <li>8・15 終戦の詔勅</li> <li>12・22 労働組合法公布</li> <li>12・28 宗教法人令公布</li> <li>1・1 天皇、神格否定の詔書</li> <li>1・4 GHQ軍国主義者の公職追放指令</li> <li>10・21 第2次農地改革関係法公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3・13 妙佼の靈感指導が疑惑を招き、日敬・妙佼、杉並警察署に連行、拘留される(第一の階段)。</li> <li>6 事務長に佐野元章が就任し、「各支部別月別会員調査表」の記録開始。</li> </ul>
昭 18		
昭 19		
昭 20		
昭 21		

昭 26	昭 25	昭 24	昭 23	昭 22
<p>9・8 対日平和条約、日米安全保障条約調印</p> <p>7・10 朝鮮休戦会談</p> <p>6・21 眞如苑設立</p> <p>4・3 宗教法人法公布</p> <p>10・12 妙智会開教</p> <p>8・10 警察予備隊令公布</p> <p>7・24 レッドページ始まる。</p> <p>6・25 朝鮮戦争始まる。 特需景気起こる。</p>	<p>11・3 湯川秀樹にノーベル物理学賞</p> <p>10・1 中華人民共和国成立</p>	<p>4・4 団体等規正令公布</p> <p>4・25 1ドル＝360円の単一為替レート</p>	<p>12・18 経済安定9原則</p> <p>8・13 大韓民国樹立の宣布式</p> <p>12・22 改正民法公布</p>	<p>4・7 労働基準法公布</p> <p>5・3 日本国憲法施行</p>
<p>10・17 新日本宗教団体連合会結成され加盟。</p> <p>7・27 第二修養道場入仏式</p> <p>7・5 教学研究所設置</p> <p>6・4 〃お山、落成、妙俊守護神の遷座式</p> <p>5・4 佼成靈園開園</p>	<p>7・30 会員台帳をカード化する。</p> <p>7・22 茨城支部道場入仏落成式</p> <p>6・20 機関誌「交成」創刊</p> <p>4・28 宗教法人立正交成会庶務規定</p> <p>4 茨城支部、法人登記及び土地家屋登記</p> <p>4・2 宗教法人立正交成会遺失物規定</p> <p>2・5 執事の下に主事若干名を置くことになり、執事―主事体制が確立する。</p> <p>11・1 交成育児園の園舎落成式。</p> <p>9・27 交成育児園に保育所の認可を受ける。</p>	<p>2・20 事務長を廃し執事を置く。</p> <p>1・28 本部修養道場落成式</p>	<p>12・28 本部修養道場入仏式</p> <p>8・11 法人設立登記完了、8・17都知事へ届出。</p> <p>8・1 「宗教法人立正交成会定款」を制定、「日報」記録開始。</p>	<p>10・1 立正交成会規則、立正交成会本部教会規則、立正交成会茨城支部教会規則施行</p>

昭	昭	昭	昭	昭
30	29	28	27	26
11・15 保守合同成り自由民主党結成	6・9 防衛庁設置法、自衛隊法公布	2・20 NHKテレビ放送開始 8・5 スト規制法成立 8・28 民間テレビ放送開始 10・30 霊友会会長小谷喜美、赤い羽根募金 横領容疑で逮捕	4・28 前年調印の二条約発効 7・4 破壊活動防止法案可決成立	10・21 旧本部会堂、佼成霊園礼拝堂に移築。 12・25 鴨宮成介『妙佼先生法話集』刊行 1・11 身延山久遠寺から開帳拒否の通告。 1・28 本部事務局落成式、「立正交成会教規」制定、法人役員選任 2・7 NHK佼成会に関する件を放送し問題化。 3・30 佼成球場完成し、始球式挙行。 6・14 「宗教法人立正交成会規則」認証 6・30 「宗教法人立正交成会茨城支部教会規則」認証 8・10 佼成病院開院式 12・25 佼成会音楽部発足
				3・18 「宗教法人立正交成会本部教会規則」認証 6・1 労基法の適用を受け「就業規則」決定。 6・5 事務分掌規程施行 7・1 佼成図書館開館 11・20 事務分掌改正 2・1 事務分掌改正、本部課長会議発足 2・9 白石重、東京地裁に立正交成会解散命令請求を提出。 2・15 鶴藤幾太「立正交成会の信仰」 7・1 処務規程施行 8・31 学校法人佼成学園の設置認可。 1・11 佼成学園と旧岩佐学園の合併認可。 9・15 第三修養道場人仏式 10 和田堀第二土地区画整理組合の事業にからむ告訴事件 12・30 佼成学園男子部、円形校舎落成式